

新任嘱託紹介～東日本大震災対策本部・広報室～



2011年6月1日就任
東日本大震災対策本部嘱託

貞弘 貴史 (56期)

市民のリーダーとして いつでも起きうる災害に備える

6月1日より、東日本大震災対策本部嘱託を拝命しました。普段は、震災関係の会議の出席や都内避難者・被災地への弁護士派遣のお手伝いをさせていただいております。

我々は法の専門家であり、かつ、私人でもあります。機能麻痺した国や自治体に代わり、市民のリーダーとして守るべき法を守り、不備があればそれを指摘する必要がある。災害はいつでも起きます。その地域では100年に一度と言われるような大規模災害も、日本全国規模で見れば、数年単位で起きています。

東日本大震災の復旧にはまだまだ時間がかかりますが、震災復旧のみならず嘱託の中で学んだことを糧として、東京での大規模災害に備えたいと考えております。

「市民の司法」の実現のため、 新しい広報の形を模索しながら

7月1日付けで広報室嘱託に就任しました西岡毅と申します。

「市民の司法」を実現するためには市民の司法アクセスの向上が必須であり、そのためには弁護士会の広報が重要です。昨今のインターネットの普及により、広報のあり方も転換期を迎えています。東京弁護士会の広報においても、従来型の広報の観念にとらわれることなく、インターネットその他の新しいツールについても積極的にこれを活用し、「市民の司法」の実現に寄与したいと考えています。

2011年7月1日就任
広報室嘱託

西岡 毅 (61期)